

# 上北山村「森と生き 星と眠る村」観光キャッチコピー使用に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、上北山村が定めた「森と生き 星と眠る村」観光キャッチコピー（以下「キャッチコピー」という。）を活かして様々な観光事業、PR活動に活用し、村内外に広く展開していくことを目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (字句)

第2条 キャッチコピーの字句は、別記のとおりとする。

## (使用の届)

第3条 キャッチコピーを使用する者は、あらかじめ使用届（任意様式）を村長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 村及び村が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 上北山村内の住民自治組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。

## (使用の取り消し)

第4条 キャッチコピーの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、村長は使用を取り消すものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 村の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、使用することを村長が不適当と認める場合

## (使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別記

「森と生き 星と眠る村」

「森と生き」と「星と眠る村」の間にスペースを空け、句読点は入れない。